

## 滞在型しまっち！サポーター創出検証事業 募集要項

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が実施する滞在型しまっち！サポーター創出検証事業（以下「本事業」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

### (趣旨)

第2条 本事業の趣旨は、財団指定の地域（以下「指定地域」という。）に所在する団体のもとで、島根県外に住む関係人口が現地に一定期間滞在しながら地域づくり活動に従事し、持続可能な地域づくり活動等を推進することとする。

### (募集対象等)

第3条 募集対象等は次表のとおりとする。

(1) 募集対象	下記の全てを満たすものを対象とする。 ① しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」にサポーター登録をしている者 ② 島根県外に在住する者 ③ 概ね45歳未満の者 ④ 1か月のうち20日以上指定地域で活動することが可能な者 ⑤ 指定地域における下記に示す非営利の活動（以下、サポート活動という。）に従事する者 ● 地域の賑わい創出のための活動 ● 地域の公共施設等の維持整備のための活動 ● 地域の生活機能維持のための活動 ● その他、財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める地域課題解決活動や地域づくり活動 ⑥ 過去、本事業に参加していない者
(2) 滞在期間	令和7年5月1日～12月31日のうち原則1か月以上3か月以内とし、参加決定者、受入団体、財団の3者で相談により決定する。
(3) 募集人数	6名程度

### (活動時間等)

第4条 サポート活動に係る活動時間は、原則1か月あたり64時間程度とする。

2 サポート活動時間外は、決定者（以下「サポーター」という。）の裁量により、有償アルバイト等に従事することを認める。ただし、原則指定地域内で過ごすこととする。

### (参加申請)

第5条 本事業への参加を希望する者は、別に財団が指定する期限までに、参加申請書（様式第1号）を理事長あてに提出するものとする。

### (申込内容の審査)

第6条 理事長は、前条の規定により参加申請書の提出があったときは、審査の上、参加の可否を決定する。

2 審査は、提出された申請書に基づく書類審査及び申請者との面談にて行う。

(参加の決定)

第7条 参加の決定は、前条の規定による審査に基づいて行われなければならない。

2 理事長は、前項の規定に基づき参加の可否を決定し、その結果について決定通知書（様式第2号）又は非該当書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 サポーターは、第7条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る決定内容またはこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る決定はなかったものとみなす。

(活動報告)

第9条 サポーターは、活動開始後1か月ごと及び活動終了時に活動報告書（様式第4号）を理事長あてに提出しなければならない。

(終了報告)

第10条 サポーターは、活動終了時に終了報告書（様式第5号）を理事長あてに提出しなければならない。

2 不測の事態により止むを得ず活動を活動期間途中で中止する場合についても、活動実績に基づき終了報告を行うものとする。

(活動状況の確認)

第11条 地域活動支援課長は、サポーターの相談等に対応するため、活動状況の確認を行うものとする。なお、確認にあたっては関係機関との連携のもと、効率的、効果的に行うものとする。

2 サポーターは、前項の財団が行う状況確認に協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、活動事業の運用・解釈等については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。